

健康診断受診促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、労働安全衛生法に定める健康診断及び脳MR I 健診、脳ドックを受診した場合、受診費用の一部を助成することとし、トラック運送事業における健康に起因する事故を未然に防止するため、事業者の受診率の向上を目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は、令和2年3月1日から令和3年2月末日までに、千葉県内の医療機関で、運転に従事する従業員（以下「従業員」とする。）が受診したもので、健康診断は千葉県内の営業所に1年以上勤務する従業員、脳MR I 健診及び脳ドックは45歳以上の従業員とする。

(指定医療機関)

第4条 脳MR I の指定医療機関は、別表に定める千葉県内の医療機関とする。

(助成金額及び助成上限人数)

第5条 助成金額及び助成上限人数は下記のとおりとする。

診断名	助成金額	助成制限人数
健康診断	1名当たり 2,000円。	一事業者当たり、被牽引車を除く、当該年度上期の会費請求台数×2.0名までとし、上限を100名とする。
脳MR I 健診	1名当たり10,000円。	上限を10名とする。
脳ドック	1名当たり10,000円。	上限を10名とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「令和2年度健康診断受診促進助成実績報告書」により、令和3年3月5日までに助成金の交付申請を行うものとする。

なお、郵送に申請の場合は、令和3年3月5日必着とする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められる場合には、助成金を交付するものとし、交付日は別表に定める。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき

2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関して必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附則) 本要綱は、平成25年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成26年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成27年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成28年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成29年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、平成30年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、2019年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和2年4月1日より実施する。

【別表】申請日別助成金交付日

申請日	交付日
4月～9月	当該年度11月末
10月～1月	当該年度3月末
2月～3月	翌年度5月末